

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会（第25回）

議事要旨

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2026年7月28日（火）午前11時00分～午前12時00分 |
| 2. 開催方法 | ウェブ会議 |
| 3. 議 題 | (1) 支払条件の適正化に関する最近の動向（中小企業庁説明）
(2) 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組状況および今後の取組み等について（事務局説明） |

4. 議事概要

(1) 支払条件の適正化に関する最近の動向

- ① 中小企業庁から、支払条件の適正化に関する最近の動向について、資料に沿って以下のとおり説明。
 - 春季労使交渉賃上げ率について、2023 年は 3.58% となり、1993 年以来 30 年ぶりの高い伸びを記録し、2026 年には 5.01% となった。(2 頁)
 - 2026 年 3 月の価格交渉促進月間における受注側中小企業 30 万社へのアンケート調査の結果、価格転嫁率は改善傾向にある一方、業種別で差がみられた。(3、4 頁)
 - 取引代金の支払条件の状況については、全額現金のみで支払われる割合は 87.5% まで増加する一方、手形の利用がある割合は 3% まで減少した。また、支払手数料を受注側企業が負担している割合は 18.9% まで減少した。(6 頁)
 - さらに、支払期日が 60 日を超過している割合は 6.6% であり、手形等の利用がある企業のうち割引料等を受注側企業が負担している割合は 24.3% であった。(7 頁)
 - 取適法対象取引に限らず、サプライチェーン全体において、支払期日が適切に設定されるような環境を整備する観点から、「製造委託等」の取引を対象に、支払期日に係る具体的な基準を定める独占禁止法上の告示（特殊指定）を新たに策定している(2027 年 4 月 1 日施行)。(8、9 頁)

② 質疑応答・意見交換

【委員】

- 中小企業庁の取組内容および支払条件の適正化に向けた取組みが功を奏していることを理解した。支払条件の適正化は望ましい方向性であり、日本全体として取り組むべき重要な課題であると認識している。
- 手形・小切手の電子化にあたっては、手形の代替手段として電子記録債権が想定されており、実際に活用も進んでいると認識している。資料 6 頁に記載のあるとおり、取適法の影響により、現金払いの割合が大きく増加している。また、手形の利用割合が減少しているとともに、電子記録債権やファクタリングの利用割合も減少しており、支払サイトの短縮に伴い現金払いへの移行が進んだものと思われる。
- 支払条件の適正化自体は望ましいものの、今後、電子記録債権のビジネスが徐々に減少していく可能性があるなかで、銀行界においては、電子記録債権の制度をいかに持続可能なかたちで維持していくか、という点が今後の検討課題になると考える。

(2) 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組状況および今後の取組み等について

- ① 事務局から、手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組状況および今後の取組み等について、資料に沿って以下のとおり説明。
 - 足許の手形・小切手の交換枚数は、2026 年 6 月時点で約 46 万枚である。2026 年 3 月に算定した試算値を下回って削減が進んでおり、着実な減少がみられる。2026 年 6

月 18 日には、電子交換所における手形・小切手の交換廃止時期を「2027 年 3 月 31 日」と明確化することを公表した。また、手形・小切手以外の証券について、「2029 年 6 月末（6 月 29 日）をもって電子交換所における交換の廃止」の決定を公表した。（2 頁）

- 2026 年 5 月に実施した金融機関の取組施策に関するアンケート調査の結果では、「①既存先への手形用紙・小切手用紙の発行停止・終了」について、ほぼ 100%の金融機関が実施済みまたは実施予定であった。「②最終振出期限の設定」および「③他行を支払地とする約束手形等の預金入金扱い受付の停止」について、実施済みまたは実施予定と回答した金融機関は前回（2025 年 12 月）の調査対比で約 10%増となり、取組みが進んでいることを確認した。また、②について、別施策の実施等により、最終振出期限設定の必要性がないことが想定されるために実施しないと回答した金融機関を除外すると、実施済みまたは実施予定と回答した金融機関の割合は 71%であった。

（3 頁）

- ②については、実施済みあるいは実施予定と回答した金融機関は 48%であるが、交換枚数ベースに換算すると 97%であり、ほぼ全ての手形・小切手が対象範囲となる。また、③についても、実施済みあるいは実施予定と回答した金融機関は 48%であるが、交換枚数ベースに換算すると 95%であり、ほぼ全ての手形・小切手が対象範囲となることを確認した。（4、5 頁）
- 最終振出期限の設定を実施予定と回答した金融機関のうち 83%が、最終振出期限を 2026 年 9 月 30 日と設定していた。今回の調査結果等も踏まえ、各地域の地銀・第二地銀・信金・信組など計 40 超の金融機関に対し、訪問およびウェブによる個別の直接的な意見交換を実施し、手形・小切手削減の取組状況を確認するとともに、電子的決済サービスへの切替対応を促進するよう依頼した。また、各金融機関からの連絡による公表情報をもとに、全銀協のウェブサイトにて最終振出期限の一覧を公表しており、月次で更新している。（6 頁）
- 2026 年度の手形・小切手機能の全面的な電子化に関する周知・広報活動に関して、全銀協およびでんさいネットは、2025 年以降、複数の地域において金融機関向け交流会を実施してきた。地域内協力による手形・小切手の電子化に向けた取組みの促進を目的としており、現在では計 40 地域で県内金融機関における手形・小切手の電子化に関する連携が実施されている。（7 頁）
- 2026 年度は自主行動計画の目標の最終年度となることから、より強力かつ網羅的な周知・広報を行うべく、全銀協とでんさいネットが一体となり、6 月には 30 地域でのテレビ CM の放送、全国紙（1 社）および 17 地域の地方新聞への広告掲載ならびに Yahoo!へのウェブ広告を実施している。また、昨年度作成したチラシおよび特設サイトを最終振出期限の設定状況を踏まえて更新している。（8 頁）
- 足許の手形・小切手の交換枚数および各金融機関の取組施策については、着実な進捗がみられ、地域内における各金融機関の連携も進んでいる状況である。他方、この結果に安心せず、目標達成を確実なものとするため、ラストワンマイルにおける取組み

を強化し、各金融機関においては、より多くの交換枚数を削減し、多くの事業者の電子的決済サービスへの移行を促す必要がある。全銀協としても、でんさいネット、政府、産業界と連携のうえ、周知を実施するとともに、個別金融機関の削減状況、取組施策の実施状況等をフォローのうえ、支援が必要と考えられる金融機関に対して全銀協およびでんさいネットによる支援を実施する。(9頁)

② 質疑応答・意見交換

【委員】

- 足許の手形・小切手の交換枚数の着実な減少、電子交換所における交換廃止時期の決定および周知・広報活動の着実な実施等、関係者の尽力により手形・小切手の電子化の取組みが大きく前進していると認識している。
- 当行においては、2025年度にダイレクトメールの送付を2回実施したほか、インバウンド・アウトバウンド双方に対応するコールセンターを設置し、丁寧な周知活動を実施してきた。その結果、手形・小切手の取扱いは2023年度対比で約50%削減となった。2026年度は、3回目となるダイレクトメールを約5万先へ送付した。これまでの取組みが奏功し、ダイレクトメール送付後のコールセンターへの問い合わせは1日平均約30件にとどまっており、お客様においても大きな混乱なく取組みを受け止めていただいているものと認識している。2027年3月末の交換廃止に向け、気を緩めることなく、不断かつ着実に取組みを進めて参りたい。

【代理委員】

- 当行における足許の取組みとして、2025年7月から2026年6月までの1年間で、未使用の手形・小切手の買戻しを実施した結果、約8,000先から累計136万枚の買戻し依頼を受け付けた。特に受付終了の約2ヵ月前から依頼が急増し、それまでの水準と比較して約8倍の依頼件数であった。
- 2026年9月末の最終振出期限および他行を支払地とする約束手形等の預金入金扱い受付の停止は、お客様に対して大きな影響を与えると認識している。そのため、2026年5月には、直近で1枚以上の手形・小切手を利用したお客様を対象に、約4万通のダイレクトメールを送付した。今後も、営業店および店頭での声掛け等による周知活動を強化する予定である。

【委員】

- 当会では、本年1月の取適法施行を契機とし、価格転嫁を通じた取引適正化が一層推進されるよう取組みを強化している。本年3月の価格交渉促進月間においては、すべての会員企業・団体に対し、価格交渉および価格転嫁の推進への協力を呼びかけた。
- サプライチェーン全体における支払条件の適正化について、新たな特殊指定が取適法の対象外となる取引を対象としていることから、取引適正化が大企業から中小企業までを含む取引現場に浸透し、一層定着することを期待している。当会としても、4月

13日に、告示案等の文言や趣旨を明確化し、実務上の適切な運営が行われるようにする観点から、政府に意見を提出した。会員企業からも、制度の実効性を高める観点から、さらなる明確化を求める意見が寄せられている。例えば、優越的地位の濫用に関する考え方や、(禁止行為からの除外条件となる) 正当な理由についての判断基準や具体例をより明確に示すことで、企業の予見可能性が高まり、取引適正化の推進に繋がると考えている。

- 手形・小切手の電子化に関する取組みに関しても、当会は全銀協およびでんさいネット主催のオンラインセミナーを後援しており、本年度も全銀協の取組みに協力して参りたい。

【金融庁】

- 手形・小切手の交換枚数は想定を上回るペースで削減しており、金融界、産業界、関係省庁をはじめとする関係者の尽力に敬意を表する。
- 多くの金融機関が2026年9月末を最終振出期限と設定していることを踏まえ、ラストワンマイルの取組みを一層強化することが重要である。
- 今後、産業界の会合等における説明をはじめ、関係省庁や金融界と連携し、必要な周知に積極的に協力して参りたい。
- また、今後、最終振出期限や、他行を支払地とする約束手形等の預金入金扱い受付の停止等により、顧客が利用するサービスに重要な変更が生じることとなる。金融界においては、顧客の属性や手形・小切手の利用実態を十分に踏まえ、丁寧かつ適時の説明・周知を行っていただきたい。併せて、特に電子的決済手段への移行に困難を抱える顧客への個別対応や、受付停止前後の問い合わせ等に適切に対応できるように、円滑な移行を支援するための体制をあらかじめ整備していただきたい。

(以 上)